

富山市病院事業広告付きデジタルサイネージ広告掲載基準

(趣旨)

第1条 この基準は、富山市病院事業広告付きデジタルサイネージの取扱いに関する要綱第3条第2項の規定により、サイネージに掲載できる広告の基準を定めるものとする。

(規制業種又は事業者)

第2条 次に掲げる業種又は事業者の広告は、サイネージに掲載しない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する風俗営業（以下「風俗営業」という。）、性風俗関連特殊営業その他同法の規制を受ける業種
- (2) 風俗営業に類すると認められる業種
- (3) 消費者金融の業種
- (4) 規制対象となっていない業種においても、社会問題を起こしている業種や事業者
- (5) 法律に定めのない医療類似行為を行う事業者
- (6) 各種法令に違反している事業者
- (7) 行政機関から行政指導を受け、改善がなされていない事業者
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団
- (9) その他デジタルサイネージに掲載することが不適當であると管理者が認める業種又は事業者

(広告の種類及び範囲)

第3条 広告の内容が次の各号のいずれかに該当するものは、サイネージに掲載しない。

- (1) 次のいずれかに該当するもの
 - ア 国内世論が大きく分かれるもの
 - イ 非科学的又は迷信に類するもので、利用者を惑わせたり、不安を与えるおそれがあるもの
 - ウ 暴力的行為を助長する表現及び著しく性的感情を刺激する表現であるもの
- (2) 法令に違反するもの

- ア 不当景品類及び不当表示防止法（昭和 37 年法律第 134 号）第 5 条に規定する表示に該当すると認められる広告
 - イ 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号）第 66 条各項に規定する広告等に該当すると認められる広告
 - ウ 氏名、肖像などを本人に無断で使用したもの又は明らかに模倣若しくは盗作などとみなされる表現のもの
- (3) 青少年の保護又は健全育成の観点から適切でないもの
- ア 水着姿、裸体姿等で広告内容に無関係で必然性のないもの
 - イ 暴力や犯罪を肯定し助長するもの
 - ウ 残酷な描写など善良の風俗に反するもの
 - エ ギャンブル等を肯定するもの
 - オ たばこに関わるもの
 - カ その他青少年の人体、精神又は教育に有害なもの
- (4) 消費者の利益を損なうもの又はそのおそれがあるもの
- ア 法律で禁止されている商品、無許可商品及び粗悪品などの不適切な商品又はサービスを提供するもの
 - イ マルチ商法、催眠商法等、悪質商法とみなされるもの
 - ウ 将来の利益を誇示したり、元本保証と認識させるような投資信託等の経済行為に関するもの
 - エ 虚偽の内容又は根拠のない誇大な表現によるもの
 - オ 射幸心を著しくあおる表現のもの
 - カ 労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）等関係法令を遵守していない人材募集広告
 - キ 不動産の表示に関する公正競争規約に反するもの
 - ク 国家資格に基づかない者が行う療法等
 - ケ 広告主が明確でない、又は責任の所在が明確でないもの
 - コ 内容が意味不明なもの
 - サ 商品先物取引に関する広告
 - シ その他消費者の利益を損なうもの又はそのおそれがあると認められるもの
- (5) 前各号に掲げるもののほか、サイネージに掲載する広告として適当でない

いと管理者が判断するもの

附 則

この基準は、令和5年3月1日から施行する。